

## 介護職員の人材確保のために処遇改善の特別な措置を求める意見書

超高齢化社会を迎え、介護ニーズが高まる中、介護を担う介護職員の不足は深刻で、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。

また、介護現場で働く職員の処遇は、全産業平均の月額 33 万 3 千円に対し、ホームヘルパーが、22 万 5 千円、福祉施設介護職員が 22 万 3 千円と約 10 万円も低いと一部で報じられたこともあり、人手不足はますます深刻な問題となり、利用者にも多大な影響を与えるのではと懸念されています。

国においては、これまでも処遇改善交付金の創設や、処遇改善賃金加算他対策を講じてきました。平成 27 年 4 月の介護保険制度改正時の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善加算を拡充するとともに、中重度の要介護者や認知症高齢者に対して加算措置を拡充する等の対策が取られました。

また、千代田区においては、区独自に基準を上回る職員配置への助成や、職員の住居手当の支給などを行い介護保険施設への支援を実施しているところです。

しかしながら、これらの策をもってしても介護職員の確保は困難な状態であり、厚生労働省は、平成 37 年には 37.7 万人の介護人材が不足すると推計しています。介護の崩壊を食い止め、尊厳を守れる介護を実現するためには、介護職員の定着率の向上と人材の確保を支援する必要があると、そのために介護職員の処遇の改善に向けた更なる措置を講ずることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 16 日

千代田区議会議長 戸張 孝次郎

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
厚生労働大臣	塩崎	恭久	殿